

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成10年
9月25日
発行
第162号

発行所
日本赤十字労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
仲和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
発行責任者 浜崎健蔵



中央委員会は、開会のご 氏(石巻日赤)、副議長に 近藤淳一氏(秦野日赤)、 執行委員長が挨拶に立ち、 認(出席中央委員三名) 書記に西村和典氏(大津日 赤)がそれぞれ選出された。

九月十三日、十四日の両日、奥利根の緑豊かな温泉郷にある「水上ホテル楽楽」において、平成十年度第二回中央委員会が開催された。当日は好天に恵まれ、全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等約八〇名の参加を得て、ベアや年末手当等について活発な審議が行われた。また、初日には講師に明治大学法学部講師の松岡二郎氏を迎え、「労働基準法等改正のポイント」をテーマに幹部研修会も開催され、盛会のうちに無事二日間の日程を終了した。

平成十年度 第二回中央委員会開催 年末手当・三五割十一一律五万円 要求額

審議に先立ち、梅村中央 入しようとしているものと 病院長が挨拶に立ち、 病院長は、四月に医療 費改正が行われたもののマ イナス改正であり、この時 率は〇・八二%で、定期昇 給分の二・〇%を加算する と二・八二%の給与改定と いうことになる。これは、 民間企業が長引く景気低迷 で厳しい経営を強いられて いるのが最大の原因で、労 働省調査によると、民間の 主要企業の平均賃上げ率は 二・六六%と過去最低の伸 び率を示している。

また、八月十二日、人事 院は国家公務員に対する給 与改定として、〇・七六% 引き上げる勧告を行った。 他にも宿日直料の引上げ、 五五才の定期昇給停止等 勧告している。

こうした動きを受け、本 社は今回新たに高齢職員の うち社長任命職員に対する 定期昇給停止の導入を提示 してきた。厳しい経済状況 とリストラの波にあって、 雇用確保と企業の安定等多 くの課題が議論される中、 本腰で日赤の機構改革を導

単組新任役員研修会 「世話役活動に 役立つ労働法」

六月二十日、二十一日の両日、長野県軽井沢の「メゾン軽井沢」において、平成十年度単組新任役員研修会を開催した。

一七単組三七名の参加の下、明治大学法学部講師の松岡二郎氏を迎え、「世話役活動に役立つ労働法」をテーマに、熱のこもった講演を戴いた。

尚、十三日の懇親会には前橋日赤よりの事務副部長の狩野嘉宏氏にご臨席いただき、ご挨拶を頂戴した。

【調査部】
○夏期手当の調査を実施
○平成十年度調査事項について調査実施、集計
二、一般経過報告
ベア及び本年度要求事項の交渉経過を中心に報告。血液事業研究員連盟のヒアリングに出席、意見書提出の報告。
以上、賛成多数で承認。

【報告事項】
一、各部報告
【組織部】
○福井血七内部強化
○岩手血七内部強化
【教宣部】
○単組新任役員研修会開催
(本紙掲載)
○初心者研修会開催

【審議事項】
一、本年度ベアについて
本部より、八月三十一日 %、扶養手当、単身赴任手 今回は、法改正の意義も 盛り込みながら、労働基準 法の基礎、及び組合の重要 性を強調した内容の講演だ った。

現在、日本経済の低迷に より、労働界は大変な転換 待したい。(教宣部長・川島 環)

【ベア等、慎重に審議】
に提示のあった本社回答に ついて説明があった。本社 回答では、ベア率〇・八二 %、扶養手当、単身赴任手 三五割十一一律五万円
〈統一要求日〉本部一任 後に、本部は十月二十二 日(木)を要求日と決定。
〈統一要求額〉 各単組で協議し、第三回 中央委員会に再提案。(議 案書案はA版で配布)
〈統一要求額〉 本部より、来年度から運 絡文書等のA版統一が提案 された。

【機関紙を探しています!】
現在発行されている機関紙「日赤新労」の前身は「日赤新労ニュース」ですが、残念なことに、次の号が本部に保管されていません。もし単組の方で保管してありますら、本部までご連絡ください。
日赤新労ニュース・1号・2号・3号・4号・7号・9号・13号・18号・20号



【2B】七月十八日(土) 「日赤の機構と日赤新労」 「給与のあらまし」
【調査部】
○夏期手当の調査を実施
○平成十年度調査事項について調査実施、集計
二、一般経過報告
ベア及び本年度要求事項の交渉経過を中心に報告。血液事業研究員連盟のヒアリングに出席、意見書提出の報告。
以上、賛成多数で承認。

【報告事項】
一、各部報告
【組織部】
○福井血七内部強化
○岩手血七内部強化
【教宣部】
○単組新任役員研修会開催
(本紙掲載)
○初心者研修会開催

【審議事項】
一、本年度ベアについて
本部より、八月三十一日 %、扶養手当、単身赴任手 今回は、法改正の意義も 盛り込みながら、労働基準 法の基礎、及び組合の重要 性を強調した内容の講演だ った。

現在、日本経済の低迷に より、労働界は大変な転換 待したい。(教宣部長・川島 環)

【ベア等、慎重に審議】
に提示のあった本社回答に ついて説明があった。本社 回答では、ベア率〇・八二 %、扶養手当、単身赴任手 三五割十一一律五万円
〈統一要求日〉本部一任 後に、本部は十月二十二 日(木)を要求日と決定。
〈統一要求額〉 各単組で協議し、第三回 中央委員会に再提案。(議 案書案はA版で配布)
〈統一要求額〉 本部より、来年度から運 絡文書等のA版統一が提案 された。

【機関紙を探しています!】
現在発行されている機関紙「日赤新労」の前身は「日赤新労ニュース」ですが、残念なことに、次の号が本部に保管されていません。もし単組の方で保管してありますら、本部までご連絡ください。
日赤新労ニュース・1号・2号・3号・4号・7号・9号・13号・18号・20号

幹部研修会

「労働基準法等

改正のポイント」

松岡二郎先生を招いて

九月十三日、第二回中央委員会に先立ち、幹部研修会が開催された。

今年、単組新任役員研修会、本部役員研修会に引き続き、松岡二郎先生を講師に招き、「労働基準法等改正のポイント」と題して講演をいただいた。

主な内容は、一日八時間労働制の実質的廃止となる「裁量労働の拡大」、緩和措置を講ずるとは言うものの少子化問題や育児・介護に係る労働者に問題を残す「女性の法定時間外労働保

護規定の廃止」、不安定雇用の増加が懸念される「労働者派遣法の対象業務の拡大」などで、非常に内容の濃い研修会となった。

これらの労働基準法等改正については、あらゆる規制緩和が進む中、産業界の強い要望によるものではあるが、昨今の経済状況を考えれば、我々組合員も充分な認識が必要とされよう。

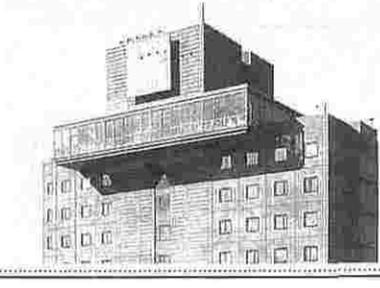
(教宣部副部長・佐久間直紀)



◎松岡二郎氏の略歴 昭和二十二年生まれ、東京都出身。職業は明治大学法学部講師、労働法の講演・評論活動。専門分野は実務労働法。 著書として、「口語労働法」「パート・外国人・中高年労働者」「女性労働者の保護」「労働時間ハンドブック」など多数。

第3回中央委員会案内

○平成10年12月13日(日)~14日(月) ○広島県福山市光南町1-5-5 第一イン福山



一 欧州医療衛生事情視察報告一

オランダにおける 介護システムの実情

中央執行委員長 梅村正一

6月25日から13日間、本社主催の欧州医療衛生事情視察に参加して参りました。

今回の視察は、増大する高齢者医療の問題という日本と共通の課題を抱えた諸外国の実務的経験を学ぶもので、『高齢者を取り巻く保健・医療』がテーマでした。日本でも介護保険が導入されることになりましたが、医療上の要介護高齢者対策として「高齢者に対する医療施設の機能と目的」「在宅における医療サービスの機能と目的」を研修するため、福祉の先進国であるオランダ(アムステルダム市)やドイツ(フランクフルト市)のナースホームを訪れ、老人介護の実態を視察しました。

1、発祥の地を訪れて

ご存じのように、赤十字発祥のきっかけは、ナポレオン3世が指揮したイタリア統一戦争にあります。1日に4万人の負傷者が出た「ソルフェリーノの戦い」の激戦地となったカステリオーネ村周辺で、司祭を中心とした救助団が組織され、国籍を越えて、村人たちが負傷者の救助活動にあたった。その光景を見たスイスの青年実業家アンリー・デュナンが、帰国後、その体験をもとに『ソルフェリーノの思い出』を自費出版し、その著書の中で提唱したのがきっかけで、赤十字が誕生することになったのです。

今回訪れたのは、イタリア北部の田舎町カステリオーネにある赤十字国際博物館(当時使用された担架や手術器械等が展示)と、ソルフェリーノの丘(赤十字記念碑)や納骨堂(戦死者の遺骨・頭蓋骨や肢体が整然と納められている)、救助の拠点となったキエザ・マジョレ教会などです。



国際赤十字委員会で活動状況の説明を聞く

スイスでは、ジュネーブの赤十字国際博物館で発祥から現在までの歴史を学び、また、国際赤十字委員会と国際赤十字・赤新月社連盟事務局などを訪れ、広報担当から現在の活動状況について説明を受けました。

スイスのハイデンは、デュナン(ノーベル平和賞受賞)が晩年を過ごした地で、デュナンが療養していた療養所が再建され、デュナン記念館として公開されており、赤十字に働く者としての認識を新たにした所でもありました。

2、老人介護について (オランダの場合)

オランダ国民は、国土の半分が低地であるため絶えず水害の危険にさらされ、国土を守るため、「我慢強く、禁欲的で勤勉」という気質を持って人工的に自らの手で国土を開拓してきました。例えば、アムステルダムの空港は海面下6mの所を埋め立てて作られたとのこと。『自らの土地は自ら守る』の風習が老人福祉にも生かされ、老人ホームは長い歴史の中で育成されてきました。

老人の介護施設は、伝統的な宗派別民間非営利団体の活躍に加え、政府が補助金を出して、老後を自分たちの手で守るシステムが形作られています。「資金は国から、管理は民間で」の下地は国民性にあると言えます。

私たちが訪れたのは、アムステルダムナースホーム財団に属するものでした。オランダの老人ホームの歴史は古く、百年以上前から老人ホームがあるとのこと。今回訪れたホームは92年設立で、比較的新しい施設でした。

オランダの社会福祉サービスは、民間主導で行われているのが特徴で、前述のように宗派別非営利団体などが運営しています。したがって、要介護者が施設を選択するにあたっては、宗派による思想・信条が持ち込まれているとのことでした。財政的には、政府が補助金を支給し、在宅サービスの提供方法や内容など、管理・運営面の責任はすべて非営利団体に委ねられています。

また、所得保障に関しては、加入者の拠出による社会保険制度を中心に、全額国庫負担による公的扶助制度が、最低生活保障を維持する目的で設立されています。

高齢者には社会保障を受ける特権として、①基礎年金の受給権 ②公共施設の割引優待 ③老人ホームへの入所の3つが設けられています。

今後の課題としては、低成長経済の中、21世紀に急速な高齢社会を迎えるにあたり、女性の就労参加、出生率の低下など社会構造の変化の中で、これまで提供してきたサービスの質や水準を維持したままで、いかに安価なサービスが提供できるかということです。その一端として、施設への入所ではなく在宅介護を中心に置き、家族やボランティアなどの活用、専門職員によるサービスの連携などが図られています。

(ドイツの場合)

ドイツの介護保険給付受給者は、97年の在宅受給者が116万人、施設介護受給者が46万人です。

今回訪問したドイツ赤十字教会所属ナースホームは、居住棟と介護棟に分かれていました。介護棟入居者には、96年7月より導入された介護保険が適用され、介護保険の認定された利用者については、入居費の一部(3段階に区分)が介護保険より給付されています。一方、介護を要しない居住棟入居者はすべて自己負担となっているので、年金などでの支払不足分については社会扶助が行われています。入居にかかわる費用は、施設によって自由に決めることができますが、公的機関の認定を受けなければなりません。ホームを改造した場合などは個人の負担増となり、ホームごとにその費用は異なるようです。



ソルフェリーノの丘に建つ赤十字記念碑の前で

ドイツも高齢化とともに一人暮らしの老人が年々増加する傾向にあり、介護の必要性も高く、介護棟の入居希望者は増加しつつあります。今後の施設運営も介護中心となり、現在の職員数では不足することが予想されます。

現状でも、兵役免除者(施設でボランティア活動をすると兵役が免除)、介護士や老人専門看護婦等の学生で不足分をカバーしている状況にあり、これら要員の確保はコスト面も含めて、今後の検討課題となっています。

*

このように、21世紀に向けて、高齢社会の到来とともに老人介護の問題がクローズアップされています。

今回、オランダとドイツの介護システムと介護保険の運用状況を視察することができました。両国とも低成長経済の下、経費節減(保険料率のアップなど、これ以上国民に負担をかけられない)を迫られており、施設介護から在宅介護を中心とした方向転換が図られているようです。

日本でも介護保険が導入されることになりましたが、オランダやドイツで運用されている介護給付のランク付けに対する判定が厳格であるのに対し、日本で導入されるケアマネージャーの判定についてもいろいろと議論されています。今後、ケアマネージャーの養成とホームヘルパーの確保など、在宅介護支援システムの構築が望まれるところと見られます。

ちなみに、オランダやドイツにおいては老齢年金、介護保険は公的扶助によって支えられています。しかし、日本では公的扶助では賄いきれないものであり、昨今、民間の保険会社が盛んに宣伝している自己防衛の介護保険などが、老後の生活基盤を支える上で大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

また、年金においても、日赤は厚生年金と厚生年金基金の2階建とされていますが、後は年金の支給額の見直しが行われようとしている時もあり、自己防衛である3階部分(保険会社と契約した個人年金)を確保していかないと、『豊かゆとりある老後』は望めないのかもしれない。

若い世代は、年金というとまだまだ先のことと考えがちですが、ドイツなど福祉の先進国では、自己防衛のために民間の疾病保険に加入し、より良い医療を受けるための努力がなされているのです。公的保険のみならず、介護支援のための保険や3階部分の年金(本社が窓口のものもある)の確保など、将来設計に取り組んでほしいと思うのは老練心でしょうか。

最後に、今回の視察を通して、キーワードに『老後の自己防衛』をあげたいと思います。